

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

- ◇告示 保安林の指定解除
- 道路の位置の指定
- 土地の用途廃止
- ◇教委告示 昭和四十一年度鳥取県立幼稚園園児募集要項
- ◇公告 職業訓練指導員試験の実施
- ◇正誤 昭和四十年十二月二十八日付け鳥取県告示第六百七十号
中訂正

告示

鳥取県告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十一年一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗
一 解除に係る保安林の所在場所

- 鳥取市浜坂字下河原ノ二七六六一五
- 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 解除の理由
道路敷地とするため

鳥取県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十一年一月二十一日

- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市湖山町字白浜二、九六〇―八五（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
宅地造成のため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年一月十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。



その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。
昭和四十一年一月二十一日

鳥取県告示第十九号 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号) 第九條の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年一月十八日道路の位置を指定したので、同規則第十條の規定により告示する。

鳥取県告示第十九号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号) 第九條の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年一月十八日道路の位置を指定したので、同規則第十條の規定により告示する。

鳥取県告示第二十号 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号) 第九條の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年一月十八日道路の位置を指定したので、同規則第十條の規定により告示する。

鳥取県告示第二十号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号) 第九條の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年一月十八日道路の位置を指定したので、同規則第十條の規定により告示する。

申請人の住所及び氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

鳥取県告示第二十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年一月十七日から用途廃止した。

鳥取市田島字下畑田二六四番一地先 湖山町大字三島田九一〇番一地先

鳥取市岡田字中の城二三六番九地先 八屋字鯉一八二番四地先

鳥取県告示第二十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年一月十七日から用途廃止した。

地目 面積 用途 水路敷 一・三八坪 水路敷 道路敷 二八・一八坪 道路敷

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

昭和四十一年度鳥取県立鳥取西高等学校附属幼稚園の園児を次の要項により募集する。

昭和四十一年一月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

- 一 募集幼稚園 鳥取市東町一丁目
鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園
- 二 応募資格 昭和三十五年四月二日から昭和三十六年四月一日までに出生した者（以下「五才児」という。）
昭和三十六年四月二日から昭和三十七年四月一日までに出生した者（以下「四才児」という。）
- 三 募集人員 約一五〇名（五才児約一二〇名）四才児約三〇名
- 四 入園志願書用紙の交付
1 交付期間 昭和四十一年一月二十四日（月）から昭和四十一年二月三日（木）まで
- 2 交付場所 鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園
- 五 入園志願書の受付
1 受付の期間及び時間 昭和四十一年一月二十七日（木）から昭和四十一年二月四日（金）までの午前九時から午後四時まで
- 2 受付場所 鳥取県立鳥取西高等学校附属幼稚園
- 六 選抜の実施

- 1 実施日時 昭和四十一年二月六日（日）午前九時から
- 2 実施場所 鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園
- 七 選抜の方法 入園志願者が募集人員をこえた場合は、簡単なテストにより選抜を行なう。
入園志願者が募集人員に満たない場合であっても、保護者及び入園志願者との面談を行なう。
- 八 入園許可者の発表
1 発表日時 昭和四十一年二月七日（月）正午
- 2 発表場所 鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園
- 九 注意事項 この要項に関する質疑は、鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園に行なうこと。

公 告

職業訓練法（昭和33年法律第133号）第22条第3項第1号に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり行なう。
昭和41年1月21日 鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 試験の区分及び科目
試験は、次の免許職種について、それぞれ学科試験及び実技試験を行なう。
機械工
仕上げ工

免許職種	学 科 試 験 の 科 目	実技試験の科目
機械工	1 指導方法（訓練計画、訓練方法、作業分析、作業管理、労務管理、生活指導）	1 機械部品製作
	2 関連学科 (1) 機械工学概論（機械の要素及び機能、材料力学） (2) 工作法（工作機械、工具及びツカの構造及び取扱法、測定法、機械工作法） (3) 材料（金属材料、潤滑油及び切削剤） (4) 製図（製図法、製図法）	2 製品検査作業
仕上げ工	1 指導方法（訓練計画、訓練方法、作業分析、作業管理、労務管理、生活指導）	1 機械部品製作
	2 関連学科 (1) 機械工学概論（機械の要素及び機能材料力学） (2) 工作法（ソグ、金型及び工具の構造及び機能、仕上げ法、測定法、けがき法、機械工作法） (3) 材料（金属材料、潤滑油及び切削剤） (4) 製図（製図法、製図法）	2 工具製作作業 3 機械の分解及び組立作業 4 機械の調整及び精度検査作業

- 2 試験の実施期日
学科試験 昭和41年3月17日（木）
実技試験 昭和41年3月18日（金）から昭和41年3月27日（日）までの間において別に指定する日
- 3 試験の実施場所
学科試験 鳥取県庁講堂（鳥取市東町）
実技試験 鳥取総合職業訓練所（鳥取市富女）
- 4 学科試験又は実技試験の全部又は一部の免除
学科試験又は実技試験の全部又は一部の免除を受けることのできる者は、次のとおりである。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
各 職 種	前回の職業訓練指導員試験において実技試験又は学科試験に合格した者	実技試験又は学科試験の全部
通 共	大学（旧大正大学（大正7年勅令第388号）による） 大学又は旧専門学校（明治6年勅令第61号） による専門学校を含む。）において免許職種に関する学科又は課程を修めて卒業した者	学科試験の科目のうち関連学科

- 5 集合時間及び携帯品
集合時間 午前8時30分
携 帯 品 筆記用具、昼食及び特に指定したもの（受験票交付の際に指示する。）
- 6 受験手続
(1) 提出書類等
イ 職業訓練指導員試験受験申請書（職業訓練法施行規則（昭和33年労働省令第16号）第25条に規定する様式によること。）
ロ 履歴書
ハ 戸籍謄本文は戸籍抄本
ニ 写真（名刺型とし申請前6月以内に撮影した正面脱帽半身像で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
ホ 学科試験又は実技試験の全部又は一部の免除を受けようとする者については4の表の免除を受けることができる者の欄に掲げる者に該当することを証する書面
(2) 書類の提出先
鳥取市東町1丁目220 鳥取県商工労働部職業安定課
(3) 書類の受付期間

昭和41年1月22日から昭和41年2月21日まで
 (郵送の場合は、受付期間の最終日まで消印のあるものは有効とする。)

(4) 受験手数料
 次に掲げる免許職種及び試験区分に該当する者(鳥取県収入証紙を受験申請書の収入証紙はりつけ欄にはりつけて納付すること。
 なお、申請書の受付後は、申請を取消した場合又は受験しなかった場合でも返還しない。

試験区分	学 科 試 験	実 技 試 験
免許職種	500円	1,000円
仕 上 げ 工	500円	700円

- (5) 受験票の交付
 受験申請書を受理したときは、受験票を交付する。
- 7 合格者の発表
 合格者の氏名は昭和41年3月下旬に鳥取県公報に登載するとともに、合格者に通知する。
- 8 欠格者
 次の各項の一に該当する者は、試験を受けることができない。
- (1) 禁治産者及び準禁治産者
 - (2) 禁こ以上の刑に処せられた者
 - (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、取消しの日から2年を経過しない者

鳥取県公報

毎週火曜日及び
 金曜日発行
 (当日が休日に当
 たるときは、翌
 日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 災害対策基本法による指定地方公共機関の指定
 生活保護法による医療機関の指定
 健康保険法により保険医療機関の指定
- 健康保険法による保険医の登録
 道路の位置の指定
 基本測量を実施する旨の通知
 あらたに土地を生じたことを確認した旨の届出
 字の区域を変更した旨の届出
- ◇ 選管告示
 地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の
 数及び三分の一の数
 漁業法の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一
 の数
 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨
 臨時教育委員会の招集
- ◇ 教委告示
 臨時教育委員会の招集
- ◇ 雑 報
 測量士試験及び測量士補試験の実施

告 示

示

鳥取県告示第二十三号

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第六号の規

- その他
- (1) 受験申請書用紙は、鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。
 - (2) その他不明な点は、鳥取県商工労働部職業安定課に問い合わせると。

正 誤

昭和四十年十二月二十八日付け鳥取県告示第六百七十号中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
 二 下 二 鳥取県八項地方農林振興局 鳥取県八頭地方農林振興局

定による指定地方公共機関として、昭和四十一年一月二十日次のとおり指定した。

昭和四十一年一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 日本海テレビジョン放送株式会社
- 株式会社山陰放送
- 日本海新聞社
- 日ノ丸自動車株式会社
- 沢タクシー株式会社
- 日ノ丸トラック株式会社
- 鳥取瓦斯株式会社
- 米子瓦斯株式会社

鳥取県告示第二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十一年一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 診療科名 開設者名
 昭和四十一年一月一日 岩井医院 鳥取市朝月字下島十三 内科、小児科 岩井 博

